

会 議 録

- ・会議の名称 富士川町介護保険運営協議会
富士川町地域包括支援センター運営協議会
(合同会議)
- ・会議日時 令和8年8月4日(火) 午後7時30分～
- ・開催場所 富士川町役場 1階会議室
- ・出席者 委員14名
事務局5名(うち1名 サーベイリサーチセンター)

・運営協議会内容

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事
 - (1) 介護保険事業状況報告
 - (2) 地域包括支援センター事業状況報告
 - (3) 第10期介護保険事業計画について
 - (4) その他
- 4 閉会

・発言内容

議事

- (1) 介護保険事業状況報告
資料に基づき事務局から説明

○概要

- ・令和7年度の介護保険特別会計の歳入は19億4602万5537円、歳出は18億1090万5801円であった。
- ・介護保険料の収納率は前年度と同じく98.7%、収入未済額は433万5550円となっている。
- ・事業報告として、地域密着型サービスの町内指定事業所の運営推進協議会の実施状況や介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスA事業の実施状況の報告を行った。

< (1) についての質疑応答 >

委員： 8 ページの通所介護について、運営推進会議が年 2 回となっている一方、運営指導を 1 回しか実施していない事業者については、それ以降、運営指導を実施していないという理解でよいか。

事務局： 運営指導については、概ね 3 年ごとに実施しており、リハビリオアシスについては、令和 5 年 11 月 29 日に実施して以降は実施していないが、今年度、来月に運営指導を実施する予定である。

委員： 8 ページに記載されている「またあした」の事業終了や「あすなろデイサービス」の休止に伴い、これらの事業所を利用していた方が、その後どのように介護サービスを利用しているか把握しているか。

事務局： 個々の利用者がどの事業所へ移行したかまでは把握していないが、別の事業者へ移行したと聞いている。

委員： 22 ページ、23 ページの介護給付費・予防給付費について、いずれも令和 6 年度をピークに今年度は減少している。高齢者が増加する中で給付費が減少した要因について、把握しているか。

事務局： 介護給付費については、これまで増加してきた中で、令和 7 年度は約 2,000 万円減少している。傾向としては、居宅サービスの給付費が徐々に減少する一方、施設サービスの給付費が増加している。ただし、令和 7 年度に約 2,000 万円減少した具体的な要因については、現在検証が必要であり、現時点では明確に回答できない。

委員： デイサービスや介護予防、介護予防・日常生活支援総合事業など、日頃の介護予防活動が給付費の減少につながっている可能性もあると考えられるため、今後、減少要因について検証していただきたい。

(2) 地域包括支援センター事業状況報告
資料に基づき事務局から説明

○概要

- ・今年度から新たに、利用者の自立支援に向けた「リエイブルメント」の取組を推進している。リエイブルメントの考え方に基づき、介護サービスを継続的に利用することを前提とするのではなく、利用期間や目標を設定し、本人が本来の生活を取り戻し、できることを増やしていくことを目指している。こうした取組を通じて、利用者の自立した生活を支援するとともに、将来的には介護給付費の適正化にもつなげていく。

<（２）についての質疑応答>

委員： 今年度から、期間を決めてサービスを利用する取組を始めたとのことだが、その「期間」はどのような基準で設定しているのか。

事務局： 短期目標と長期目標を設定しており、長期目標は１年後にできるようになっていたことや、どのような生活を送れていきたいかを評価している。短期目標は、利用者の状況に応じて３か月後、半年後などを目安に設定している。

委員： 令和８年度からリエイブルメントの取組を始めた背景と、期間を定めてサービスを利用することで、実際に自立につながるのか、その実効性についてどのように考えているか。

事務局： 国でもリエイブルメントを推進しており、これまでの富士川町の状況を振り返る中で、令和８年度から取り組むこととした。効果については手探りで進めている段階であり、今後数年間の取組を通じて検証していきたい。現在も、これまでであればデイサービスを利用していたと思われる方を地域の通いの場につなげ、地域で見守るケースが出てきている。介護保険サービスを利用する前に、まず地域の資源を活用することを職員が意識して支援しており、こうした取組の中で効果が出ることを期待している。

委員： 対象となる要支援１・２の方は既に介護サービスを利用している方なのか。また、サービスに介護保険料が使われるのか。「期間を決めてサービスを利用する」というのは介護認定の有効期間を指すのか、状態が改善した場合には途中で認定区分を変更することもあるのか。

事務局： 要支援１・２は介護保険の認定区分であり、介護状態にならないよう支援することを目的としているため、サービスには介護保険料が使われる。介護認定の

有効期間は基本的に1年間だが、今回の取組では、一度サービスを利用するとそのまま利用し続ける傾向があることから、状態に応じてサービスの継続が必要かを適切に見極めることを目的としている。状態が改善した場合には、途中で認定区分の変更申請を行う場合もある。

委員： 今回の取組は、単に介護認定の有効期間を定めるということではなく、サービスを利用して状態が改善した場合には、介護保険の認定を維持したままサービスを終了したり、デイサービスからヘルパーのみの利用に切り替えたりするなど、できるだけ自立した生活につなげることが重要ではないか。今後は要支援1・2だけでなく、要介護1・2の方についても、状態に応じてサービスからの卒業や適切なサービスへの切替えを進めていくことが必要ではないか。

委員： 要介護認定の審査では、状態が改善しているにもかかわらず、認定区分が下がることでサービスが減ることを心配し、従来の認定区分に戻そうと考えてしまう場合もある。サービス量を維持することだけではなく、実際に本人の状態が改善しているかという視点で考えることも重要ではないか。

委員： リエイブルメントを進めるためには、介護保険サービスだけでなく、地域住民が集えるサロンなどの地域資源を充実させることが重要である。要支援1・2の方が地域で活動できる場が不足していると、デイサービスやヘルパー等の介護保険サービスに頼ることになり、介護保険料の増加にもつながる。第10期介護保険事業計画では、町内の地域資源やサービス事業所の状況を踏まえ、地域全体で高齢者を支える仕組みを検討してほしい。また、サービス利用者数や事業所の定員、定員割れ、人手不足等の実態も把握し、既存のサービス事業所を維持・活性化しながら、介護保険サービスに過度に依存しなくても地域で暮らせる体制を目指してほしい。

(3) 第10期介護保険計画について

資料に基づき事務局から説明

○概要

- ・高齢者福祉計画及び介護保険事業計画について、老人福祉法及び介護保険法に基づき策定するとともに、認知症基本法を踏まえ、認知症施策推進計画を一体的に策定する。
- ・令和7年度に実施したアンケート調査の結果を次期計画に反映していく。アンケート結果では一人暮らしの高齢者や家族介護者の心理的負担がみられるほ

- か、認知症や成年後見制度の相談窓口の認知度も低いことから、地域での見守り・生活支援や介護者支援、早期相談につなげる体制の充実が求められている。
- ・また、リエイブルメントについては高い関心や参加意向がみられることから、運動・体操や専門職による助言、地域住民との交流などを組み合わせ、「できる力を取り戻す」ための支援を地域で展開していくことが期待される。

(4) その他

資料に基づき事務局から説明

総括

富士川町の地域特性を踏まえ、5年、10年先を見据えた取組を進めていることが評価できる。国の基準や指針を踏まえつつ、地域の実情や住民ニーズに応じた介護予防やサービス提供体制を考えていくことが重要である。

今後、高齢者人口が減少に転じることも見据え、現在ある介護サービスの資源をどのように維持していくかが課題となる。住民ニーズやサービス利用状況を把握しながら、必要なサービスを維持するとともに、介護予防への先行的な取組が将来的な給付費や医療費の削減につながることも踏まえ、長期的な視点で施策を検討する必要がある。

リエイブルメントについては、リハビリ職が自宅を訪問し、生活実態や住環境を踏まえてアセスメントを行うなど、富士川町の特徴的な取組として評価できる。今後は効果を検証しながら、関係者が連携してより良いサービスのあり方を検討していくことが重要である。

また、一人暮らしや身寄りのない高齢者の増加を見据え、成年後見制度やACP（アドバンス・ケア・プランニング）についても取組を進める必要がある。行政、地域包括支援センター、介護サービス事業所等が一体となった現在の連携を生かし、持続可能な介護サービスの提供体制を構築していくことが期待される。

以上

令和 8 年 8 月 18 日

会長 齋藤 茂樹

委員 望月 真由美

委員 井上 晋也